

国民健康保険の決算状況

国民健康保険は、保険に加入されている方が病気になる時やケガをした時などに備えて、皆さんで支え合う制度です。

町が保険者となり、皆さんから納めていただく国民健康保険税や国・県・町などからの負担(補助)金などによって運営されています。

国民健康保険には、職場の医療保険に加入している方や生活保護を受けている方などを除く、74歳までの全ての方が加入することになっています。

平成23年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、歳出では、保険給付費が36億1,027万円となり、前年度の34億8,465万円から1億

2,562万円の増額となっています。

また、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への後期高齢者支援金等が7億4,521万円の支出となっています。

歳入では、国民健康保険税が14億9,804万円となり、前年度から231万円の減額となりました。

また、保険給付費に対する国・県等からの支出(補助)金が、30億2,989万円となっています。

保険給付費が増えると、国民健康保険税の負担増加にもつながります。特定健康診査や人間ドックの助成制度などを利用し、自身の健康管理に努めたり、医療機関等にかか

後期高齢者医療制度 医療費が高額になったときは

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

該当者には通知と申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、申請してください(一度申請している方は申請不要)。

ですので、事前に申し出ていただく必要はありません。

通常、医療機関等によるレセプトの提出は1カ月ごとに審査機関に提出されます。その後、約1カ月の審査により適正と認められたものについて高額療養費を算定していただきますので、通知発送までに時間がかかります。

千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課

043(308)6768

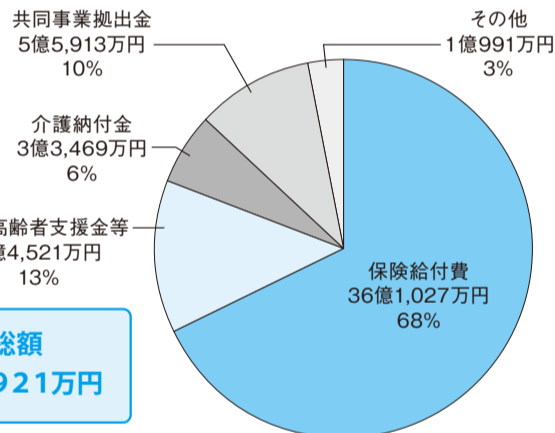
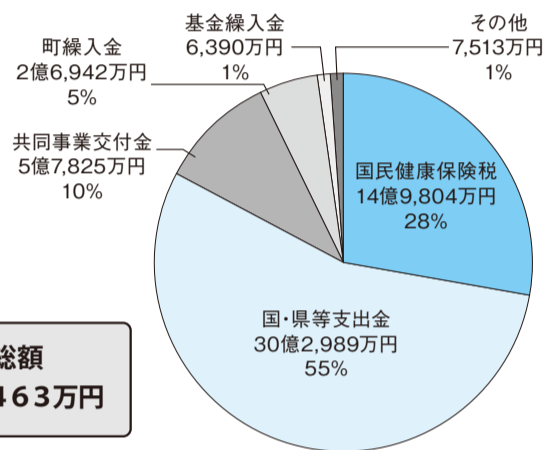
住民課国保年金班 (70)0334

1カ月の自己負担限度額

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ・医療費が267,000円を超えた場合は(医療費-267,000円)×1%を加算 ・過去12カ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I		15,000円

※低所得者I=世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方
※低所得者II=世帯の全員が住民税非課税の方

平成23年度 国民健康保険特別会計の決算状況



る際にも、ジェネリック医薬品を希望したりするなど、保険給付費の抑制に協力ください。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用を、新薬と比較すると割安の価格となります。

ジェネリック医薬品を利用するには、処方せんが必要で、医療機関等の医師や、調剤薬局の薬剤師に相談ください。

◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用を

問 住民課国保年金班 (70)0334

ひとりで悩まないで! 「認知症の方の家族のつどい」

認知症の方を介護されている方同士で、介護の悩みや困っていることなどを語り合ってみませんか。

▶日時=11月26日(月)13時30分~15時30分

▶会場=保健文化センター3階

▶対象=認知症の方(疑いを含む)を介護している方

※町外にお住まいの方も参加できます

▶内容=「認知症の人と家族の会千葉県支部」と「東金市:穂垂の会(家族会)」の方を交えた、参加者同士の交流会

▶申込方法=電話または氏名・連絡先を記入のうえ、ファクス・メールで申し込み

問・問地域包括支援センター ☎(70)0439

FAX (70)1093

☐kenkoukaigo@town.oamishirasato.chiba.jp

ねんきんナビ

年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を

◆国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、日本年金機構から毎年11月上旬に送付されます。証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付される予定です。

◆国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者だけではなく、その世帯の世帯主・配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

問控除証明書専用ダイヤル ☎0570(070)117(ナビダイヤル)

050・070から始まる電話でかける場合は ☎03(6700)1130

千葉年金事務所 043(242)6320

住民課国保年金班 ☎(70)0334

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

~認知症とうまく付き合う~

「痴呆」から「認知症」に呼称が変更され、8年になります。いまや85歳以上の4人に1人がなるといわれている認知症。他人事ではなくなっていますが、どう対応したらいいかについてはまだまだ知られていません。

今回は、在宅介護支援センターが関わった対照的な2つの事例を紹介し、どう対応したらよいかを考えてみます。

<事例①>息子と同居している女性が、認知症の診断を受けました。息子は、母親が今までできていたことができなくなっていくことを、受け入れることができませんでした。息子の不安や怒りの感情はそのまま母親に向かい、彼女の状態は半年で急激に悪化していきました。

<事例②>高齢世帯の夫が認知症の診断を受けました。元々几帳面な夫は、自分と妻の将来を考え何度も相談にきました。不安を抱える夫に妻は、「こうしてここで暮らせるのも、お父さんがいてくれるから」と寄り添い、1年以上経った今も、穏やかに2人で暮らしています。

認知症の治癒は難しいかもしれませんが、「今までと違う」と感じた初期の段階で医師に相談し、薬を飲んだり家族で治療方針を確認したりすることで、進行を遅らせることができます。

また、周囲の方の対応がよければ、進行の割にはいい状態で生活し続けることもできます。例えば、うれしい・楽しい・分かってくれたなどのプラスの感情は「何かいい記憶」を作り、現在の生活の維持に繋がります。逆に、間違っていると激しく責められたりした時の「何か嫌な記憶」によって、妄想や徘徊が強くなることもあります。そのため、事の真偽を論理的に明らかにするよりも、共感してくれているという安心感の方が大切といわれています。

認知症に限らず、誰もがができる限り住み慣れた土地で安心して暮らせるよう、在宅介護支援センターは、地域と高齢者をつなぐ窓口として、さまざまな相談を受け付けています。お気軽に相談ください。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています

問地域包括支援センター ☎(70)0439 FAX (70)1093

在宅介護支援センターおおみ緑の里 ☎(73)5146

在宅介護支援センター杜の街 ☎(70)1666

※今月の出張相談(白里公民館)は2日(金)と16日(金)13時30分~15時30分です